

令和8年度妊娠・育児応援品（育児パッケージ）およびバースデーサポートギフト調達等
業務委託（単価契約）にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「妊娠・育児応援品（育児パッケージ）およびバースデーサポートギフト調達等業務委託（単価契約）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）件名

令和8年度妊娠・育児応援品（育児パッケージ）およびバースデーサポートギフト調達等
業務委託（単価契約）

（2）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（3）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※ なお、本業務委託は今後東京都の制度変更やプロポーザルによる提案を受けて、
仕様を追加・変更する場合がある。

（4）予定件数および概算経費

412,940千円（消費税および地方消費税の額を含む。）

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 本事業の実施は、令和8年第一回練馬区議会定例会での令和8年度練馬区当初予算の成立が条件となる。

ギフト名等	金額（単価：円）	件数
育児パッケージ	10,000	6,000
バースデーサポートギフト（第1子）	60,000	2,550
バースデーサポートギフト（第2子）	70,000	2,040
バースデーサポートギフト（第3子）	80,000	510
バースデーサポートギフト送料等（R7生まれ）	2,200	4,700
バースデーサポートギフト送料等（R6生まれ）	3,000	400
事務費	4,800,000	一式

(5) 契約について

本プロポーザルは、令和8年度の契約優先候補者を選定するものである。

なお、委託契約は単年度ごとに行い、成績評価を行った結果良好であると判断された場合、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。

3 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 育児用品等に関して豊富な専門知識を有し、その調達および配送委託業務を受注した経験を有すること。
- (2) 本業務における主任担当者を定め、主任担当者は調達および配送等の経験を有していること。
- (3) 参加申込書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

4 一括再委託の禁止

- (1) 本件業務を行うにあたり、履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
※「主要な部分」とは、契約金額の5割以上に相当する業務部分をいう。
- (2) 履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託する提案は無効とする。
- (3) 主要でない部分についてやむを得ず第三者に再委託を行う場合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載の上、区に申請し承諾をされなければこれを行うことはできない。

5 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

6 日程(予定)

募集要領等の公表	令和7年12月24日(水)
質問受付期間	令和7年12月24日(水)～令和8年1月19日(月)
質問回答日	令和8年1月22日(木)
参加表明書等提出期限	令和8年1月27日(火)午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年2月4日(水)午後5時
一次審査	令和8年2月10日(火)
一次審査結果通知	令和8年2月12日(木)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年2月18日(水)
二次審査結果通知	令和8年3月上旬頃(予定)

(※) 本件についての説明会は実施しない。

7 質問および回答

質問がある場合は、担当部署へ質問票(様式1)に内容を簡潔に記載の上で提出すること。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

練馬区健康部健康推進課出産・子育て応援担当係

e-mail KENKOUSUISIN14@city.nerima.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和7年12月24日(水)から令和8年1月19日(月)

※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。

(4) 回答予定日

令和8年1月22日(木)

(5) 回答方法

質問した事業者名を伏せたうえで区ホームページにて公表する。

8 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。

(1) 受付期間

ア 参加表明書および法人の資格に関する書類

令和7年12月24日(水)～令和8年1月27日(火)の午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日は除く。)

イ 事業提案等に関する書類

令和7年24日(水)～令和8年2月4日(水)の午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日は除く。)

(2) 提出方法

電話による事前連絡をしたうえで、提出場所に持参（郵送不可）

(3) 提出部数

10部（正本1部・副本9部）

(4) 提出場所

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

健康部健康推進課出産・子育て応援担当係

(5) その他

提出期限後の応募書類追加、修正等は認めない。

(6) 提出書類

ア 参加表明書（様式2） 1部

イ 法人の資格に関する書類 正本1部および副本9部

提出書類	説明
①法人の登記事項証明書	・提出日前3か月以内に発行されたもの ・正本1部は原本、副本9部は写し
②法人の定款（写し）	最新のもの
③法人の経歴書	・会社案内等で従業員数が記載されているもの。
④直近3年度分（令和4～6年度分）の決算に係る財務諸表 ア 税務申告書類一式（販売費及び一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの イ 決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し） ウ キャッシュフロー計算書	イ・ウは作成している場合のみ提出
⑤東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し	裏面印鑑証明部分も含む

ウ 事業提案等に関する書類 正本1部および副本9部

提出書類	説明	様式
①提案書表紙		様式3
②企画提案書（ページ数全30項以内）	（※）	
③商品ラインアップの見本など		
④会社概要		様式4
⑤業務実施体制	各様式に記載されている指示	様式5
⑥危機管理体制	に従い、作成すること	様式6
⑦官公庁との契約実績		様式7

⑧区内事業者の活用、区民雇用の促進		様式 8
⑨見積書および積算内訳	「(参考様式) 見積書」を基に作成すること	

※ 企画提案書には、以下の事項を必ず明記すること。

(1) 提案内容

- ア 商品、案内文書、梱包等
- イ 商品の発送
- ウ 事後対応等

ただし、別紙「仕様書」の「6 委託内容」を基にして作成すること。

(2) 実施スケジュール

(3) その他（本業務の実施に特に記載するべき事項など）

9 審査・選定方法等

「令和8年度妊娠・育児応援品（育児パッケージ）およびバースデーサポートギフト調達等業務委託（単価契約）」の事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、別表の「令和8年度妊娠・育児応援品（育児パッケージ）およびバースデーサポートギフト調達等業務委託（単価契約）事業者審査基準」に基づいて、以下のとおり、一次審査および二次審査を行う。

なお、応募者が一者の場合でも審査を行うものとする。

(1) 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行い、一次審査通過者を選定する。審査結果は、令和8年2月12日（木）に書面により通知する。

(2) 二次審査

一次審査を通過した者について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い審査する。ヒアリングの出席者数は、3名までとし、選考時間は1事業者あたり35分（プレゼンテーション15分、ヒアリング20分）とする。

プロジェクター、パソコンへ接続するコード（HDMI）およびスクリーンは区が用意する。使用する場合、パソコンは事業者が準備すること。なおプレゼンテーション時に新たな資料を配布することは不可とする。

詳細は、一次審査結果と併せて別途通知する。なお、審査結果は令和8年3月上旬頃（予定）に書面により通知する。

10 参加の辞退

参加表明書を提出した場合であっても、法人の資格に関する書類および事業提案に関する書類が提出されない場合は、辞退したものとする。提案書等の提出後に辞退をする場合は、辞退を決定した時点で速やかに区担当へ電話連絡し、令和8年2月4日（水）までに辞退届（様式9）を健康推進課出産・子育て応援担当係へ提出すること。

11 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

12 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別添）に基づき取扱うものとする。

13 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
また、提案書類の再提出および記載内容の変更は認めない。
- (3) 提案書類に記載した担当者は、原則として変更できない。
ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (5) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (7) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (9) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 概算経費および予定件数は変更となる可能性があるものとする。変更があった場合は、協議により定める。
- (11) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

14

問合せ先・担当

練馬区健康部健康推進課出産・子育て応援担当係 大平・池田

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所東庁舎6階

電話：03-5984-1336（直通） 電子メール：KENKOUSUISIN14@city.nerima.tokyo.jp